

監委第109号
令和7年11月28日

請求人様

岐阜県監査委員 澄川 寿之

岐阜県監査委員 安井 忠

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 安田 典子

岐阜県監査委員 飯沼 敦朗

令和7年10月29日に提出された住民監査請求について（通知）

令和7年10月29日に提出された住民監査請求は、下記の理由により地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の定める要件を満たさない請求であるため、却下します。

記

1 請求の要旨

請求人から提出された岐阜県職員（知事）措置請求書（以下「措置請求書」という。）の請求の要旨は、概ね以下のとおりであった。

岐阜県関市洞戸A橋の下流左岸にある二筆の県有地（以下「本件県有地」という。）について、県は、令和5年6月に新たな土地登記（以下「令和5年登記」という。）を行い、元からの登記内容を変更したが、令和5年登記は以下の理由により、本件県有地の形状及び面積、並びに本件県有地の河川区域界を違法に変更したものである。（措置請求書2（1））

- 1 平成12年8月1日に、美濃土木事務所、洞戸村役場（当時）、本件県有地隣の地権者の三者で行われた境界確認（以下「平成12年境界確認」という。）は、本件県有地付近で過去に実施された土地改良事業やA橋整備の際に確定していた河川区域界を復元することなく、立ち合いで境界確認が行われ、平成12年境界確認により、根拠不明の新たな河川区域と官民境界が官民合意により設定された。（措置請求書2（2）③）
- 2 県は令和4年度にA橋一帯を測量し、令和5年登記を行ったが、令和5年登記は、平成12年境界確認の結果を追認するものとなっており、令和5年登記によって、A橋整備時とは異なる、根拠のない偽りの河川区域界・官民境界が確定された。（措置請求書2（2）⑥）
- 3 令和5年登記の後、県は、河川護岸で飲食店を経営する地権者に対し河川法上の許可を与えたが、A橋建設当時の河川区域界であれば、当該飲食店は河川区域内にはみ出した違法建築であり、許可を与えることができなかつたが、令和5年登記による変更によって、当該飲食店が河川区域ではなく河川保全区域内に存在するとの根拠が作られたため、河川法上の許可を与えることが可能となった。（措置請求書2（2）⑦）

また、令和3年度以降、請求者は、「当該飲食店の店舗は河川区域に建てられており河川法上の許可も得ていないので河川法違反である」と県に訴えてきたが、県知事と県当局はあいまいな回答を繰り返し、適切な是正措置をとらなかった。（措置請求書2（2）⑤）

そして、平成12年度から今日に至るまでの一連の県当局の行為は、公務員の法令遵守義務に反するもので、特定個人に利益を与える不適切な県有地の管理によって公益を害し、県民の信頼を損ねるものである。特に、令和5年登記は

A橋整備時の河川区域界を違法に変更したものであり、「公正証書原本不実記載等」（刑法第157条）の罪に該当する。

よって、県知事による以下の県有財産管理の是正措置を請求する。

- (1) 令和5年登記の違法性を明らかにし、同登記を無効として河川区域並びに官民境界をA橋整備当時に復すること。
- (2) 河川法上の定めに従い違反行為の是正措置を行うこと。
- (3) 平成12年度以来の不適切な行政執行の原因を明らかにし、管理者としての責任の所在を明確にすると共に、再発防止を図ること。

2 監査委員の判断

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる、と定めている。

また、この住民監査請求の対象は、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実に限定されているところ、同条第2項は、正当な理由があるときを除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることはできないと定めている。

本件請求において請求人は、次の理由により、令和5年登記が県有地の違法な財産の管理行為であり、法第242条第1項の規定に該当することから、同登記の無効、同登記を前提とした河川法違反行為の是正措置等を求めているものと判断される。

なお、措置請求書の記載及び添付の事実証明書では、令和5年登記の内容を具体的に認識することができないので、請求書の補正を求めたが請求人は応じなかつた。

- ① 措置請求書2（1）の記載において、請求人は、県が、令和5年登記

によって、県有地の形状及び面積並びに河川区域界を変更したと主張している。

- ② 措置請求書2（2）⑥の記載において、令和5年登記に先立ち、県がA橋一帯の測量を行って、令和5年登記によって、A橋整備時とは異なる河川区域界を確定したと主張している。

請求人の主張する、県の財産管理行為（令和5年登記）は、請求人の主張による限り、令和5年6月に行われており、当該行為のあった日または終わった日から1年を経過しているものと判断される。

よって、本件請求は法第242条第1項が定める要件を欠いているので不適法であり、これを却下する。